

【金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額】

(金額単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24	22
危 険 債 権	14	14
要 管 理 債 権	9	8
不 良 債 権 計 (a)	47	45
正 常 債 権	3,073	3,432
合 計	3,121	3,477
担 保 ・ 保 証 等 (b)	22	20
貸 倒 引 当 金 (c)	25	24
保 全 額 合 計 (d) = (b) + (c)	47	45
担保・保証等、引当金による保全率(d)/(a)	100.00%	100.00%
貸倒引当金引当率(c)/(a-b)	100.00%	100.00%

注) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
「要管理債権」とは、3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権)および貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)です。
「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
「担保・保証等(b)」は、「不良債権計(a)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
「貸倒引当金(c)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

法令遵守体制

信用組合の社会的・公共的役割を正しく認識し、その使命を果たすためには、信用組合の根本である「信用」を守り育てねばなりません。組合員の皆様から信頼される職域信組であるためには、業務の健全かつ適切な運営が不可欠であり、経営の健全性が確保されていなければなりません。

当組合においても、こうした信頼に応えるため、日々の着実な業務運営を積み重ね、責任体制を明確にして内部管理体制を確立し、理事会の総括の下で違法行為の未然防止など、法令遵守に取り組んでおります。なお、毎年度策定しているコンプライアンス・プログラムに基づき、職員を対象としたコンプライアンス関連通信講座等の受講並びにコンプライアンス研修会を全店で実施し遵法意識の徹底を図っています。